



若者まちづくりチャレンジ補助金 募集要項



若者まちづくりチャレンジ補助金とは、若い世代の皆さんが地域の活性化や魅力的なまちづくりにつながる挑戦を応援する補助制度です！

補助額 最大 20 万円	補助率 全額 補助	対象 団体 又は 個人
---------------------------	-------------------------	---------------------------------

申込締切は申請額によって異なります。

①10万円以上 **8月30日(金)まで**

②10万円未満 随時受付

最終締め切りは12月20日(金)

目次

1	概要	1
2	補助金額	1
3	採択数	1
4	対象	1
5	補助対象事業	1
6	補助対象外事業	1
7	補助対象経費	2
8	補助の対象となる事業の期間	3
9	応募方法	3
10	審査等について	4
11	補助金の交付	4
12	事業の実施	5
13	実績報告及び精算	5
14	伝習所まつり	5
15	著作権について	5
16	注意事項	5
17	申請からの流れ	6

1 概要

長崎市内で行う、若者が中心となって取り組む、地域の活性化や魅力的なまちづくりにつながる事業を支援します。

本補助金を活用し活動することで、**若者※**が市民活動へ参加するきっかけとし、これからのまちづくりの担い手・リーダーとして活躍していくことを目的としています。

※若者…本補助金においては18歳～29歳までを指します。

2 補助金額

1件あたり **20万円**を上限とします。なお申請額によって審査が変わります。

- ・10万円未満…長崎伝習所事務局（以下「事務局」という。）による書類審査
- ・10万円以上…事務局による書類審査後、公開プレゼンテーション審査により決定

3 採択数

最大20万円 × 5件程度の予定です。

4 対象

以下のすべて条件を満たす個人又は団体（グループ）が対象になります。

- ・長崎市民又は長崎市に通勤通学している者
- ・申請者（団体にあっては代表者）が若者（18歳～29歳）
- ・団体の場合、過半数が若者であること
- ・事務局との連絡調整をスムーズに行えること

5 補助対象事業

若者の自由な発想で以下の要件を満たすものを対象事業とします。

- ・長崎市内で行う取り組み
- ・地域活性化やまちづくりにつながる取り組み
- ・新しい取り組み（すでに行っている事業ではない）
- ・提案者や協力者、参加者もみんながワクワクする取り組み

6 補助対象外事業

以下に該当するものについては、対象外とさせていただきます。

- ・公序良俗に反する事業
- ・政治活動や、宗教活動につながる事業
- ・営利を目的とする事業
- ・特定の個人、団体のみが利益を受けるもの
- ・飲食のみを目的とするもの
- ・国、地方公共団体、その他の団体等から助成等を受けているもの

7 補助対象経費

○対象経費

公益的事業として、社会通念上認められる経費

基本的には3ページの対象外経費を除き認める方針ですが、用途やその経費が必要な理由等について、ヒアリングしながら経費として認められるかどうか事務局で判断することになります。不明な場合は自己判断せず、適宜事務局にお尋ねください。

目安として対象経費は以下のようなものがあります。

科目名	内容
報償費	外部講師・専門家等への謝礼及び調査・研究等にかかる報酬
旅 費	外部講師の移動等にかかる交通費・宿泊費等
需用費	文具等の消耗品費 材料費等 資料のコピー代 パンフレット・チラシ・成果品等の印刷費 講師やパネラー等への会議・講演会での飲料水代
役務費	郵送料 振込手数料 ボランティア保険料 事業実施に係る交通費（原則長崎市内の公共交通機関に限る）
使用料	定例会・イベント等の会場使用料 荷物の運搬に係るタクシー代 荷物を運搬する際の駐車場代 器具等の賃借料 など

※講演会などを行う場合の講師謝礼金については、長崎市の規定による講師謝礼金の時間単価は、5,000円が目安となりますので、これを超えないようにしてください。ただし、遠方の講師や著名な講師を招く場合など、規定の金額で対応できない場合はご相談ください。

※万一の事故への対応のため、団体構成員や参加者への保険の加入を推奨しています。詳しくは事務局へお問い合わせください。

※補助金は、公費であり予算の制約を受け、限られた財源の中から支出をします。市内の業者数社から見積を取るなどして、可能な限り安価に実施してください。

○対象外経費

内容	備考
個人及び団体構成員に対する経費	人件費 団体構成員への謝礼金 団体構成員所有会場の使用料等 会合の飲食費
個人にかかる経費	特定の個人が使用する図書等などの経費
事業に関連しない経費	対象事業以外の経費
その他	備品 換金性の高いもの、商品券等の金券の購入代金や賞金 記念品購入等の経費 領収書等により用途を明確に証明することができない経費 社会通念上、適切でないと認められる経費

8 補助の対象となる事業の期間

補助金交付決定日～令和7年2月28日（金）までに行われる事業を対象とします。

9 応募方法

長崎伝習所 E-mail アドレス (denshusho@city.nagasaki.lg.jp) あて必要書類を送付してください。

事務局にて書類の内容を確認しヒアリングを行ったうえで、正式に受理します。

必要書類

- ・申請書
- ・事業計画シート
- ・収支予算書
- ・団体構成員名簿（団体の場合）
- ・その他参考資料等

10 審査等について

審査については、10万円未満は事務局による書面審査、10万円以上については書類審査に加えて公開プレゼンテーション審査を行います。

審査項目、採択ラインは次のとおりです。

(1) 書類審査 審査項目

項目	着目点	点数
1 目的目標の設定	目標・目的が明確であるか。個人の趣味ではなく、まちづくりにつながるものになっているか。	10点
2 挑戦心	若者ならではの視点や発想で挑戦的な取組か。創意工夫がみられるか。	10点
3 費用の妥当性	実行可能な内容で予算が立案されているか。用途は妥当か。	5点
4 発展性・将来性	事業終了後の発展が見込まれるか。	5点

(2) 書類審査 採択ライン

審査員の平均点が21点（満点30点の70%）以上の事業を採択事業とします。

(3) プレゼンテーション 審査項目

項目	着目点	点数
1 目的目標の設定	目標・目的が明確であるか。個人の趣味ではなく、まちづくりにつながるものになっているか。	10点
2 挑戦心	若者ならではの視点や発想で挑戦的な取組か。創意工夫がみられるか。	10点
3 実現性・整合性	実行可能な方法、スケジュール、予算で活動計画が立案されているか。活動目的と成果や効果の整合性は図られているか。	10点
4 費用の妥当性	実行可能な内容で予算が立案されているか。用途は妥当か。	5点
5 発展性・将来性	事業終了後の発展が見込めるか。	5点

(4) プレゼンテーション審査 採択ライン

審査員の平均点が28点（満点40点の70%）以上の事業を採択事業とします。申請額が予算を超える場合には、点数が高い事業から採択することとします。

11 補助金の交付

補助金の交付については、概算払いまたは精算払いにて交付します。

(1) 概算払い

交付決定後、申請により補助金の一部（補助金の概ね3分の2まで）を交付し、事業終了後精算を行います。精算時、補助金に不足があれば追加で交付し、余剰が生じた場合には返還していただくことになります。概算払いを希望される場合は、別途「概算払い請求書」をご提出ください。

(2) 精算払い

事業終了後に補助金の確定額を交付します。

12 事業の実施

事業を実施する際は、パンフレット・チラシ等に本補助金制度による助成を受けている旨表示をしてください。

《参考》

この事業は「令和6年度長崎伝習所若者まちづくりチャレンジ補助金」の交付を受けて実施しています。

13 実績報告及び精算

補助対象事業が完成した日から2週間以内又は令和7年3月7日（金）のいずれか早い日までに「実績報告書」を提出してください。

(1) 実績報告時の提出書類及び添付書類

- ・事業報告書及び決算書
- ・成果品（作成した場合）

14 伝習所まつり

令和7年3月15日（土）に伝習所まつりを開催いたします。長崎伝習所の「塾」事業での1年間の活動を発表する場ですが、この伝習所まつりで事業の周知を図るコーナーを設置予定ですので、参加の希望があればお知らせください。なお、スペースに限りがありますので、ご希望に沿えない場合があります。

15 著作権について

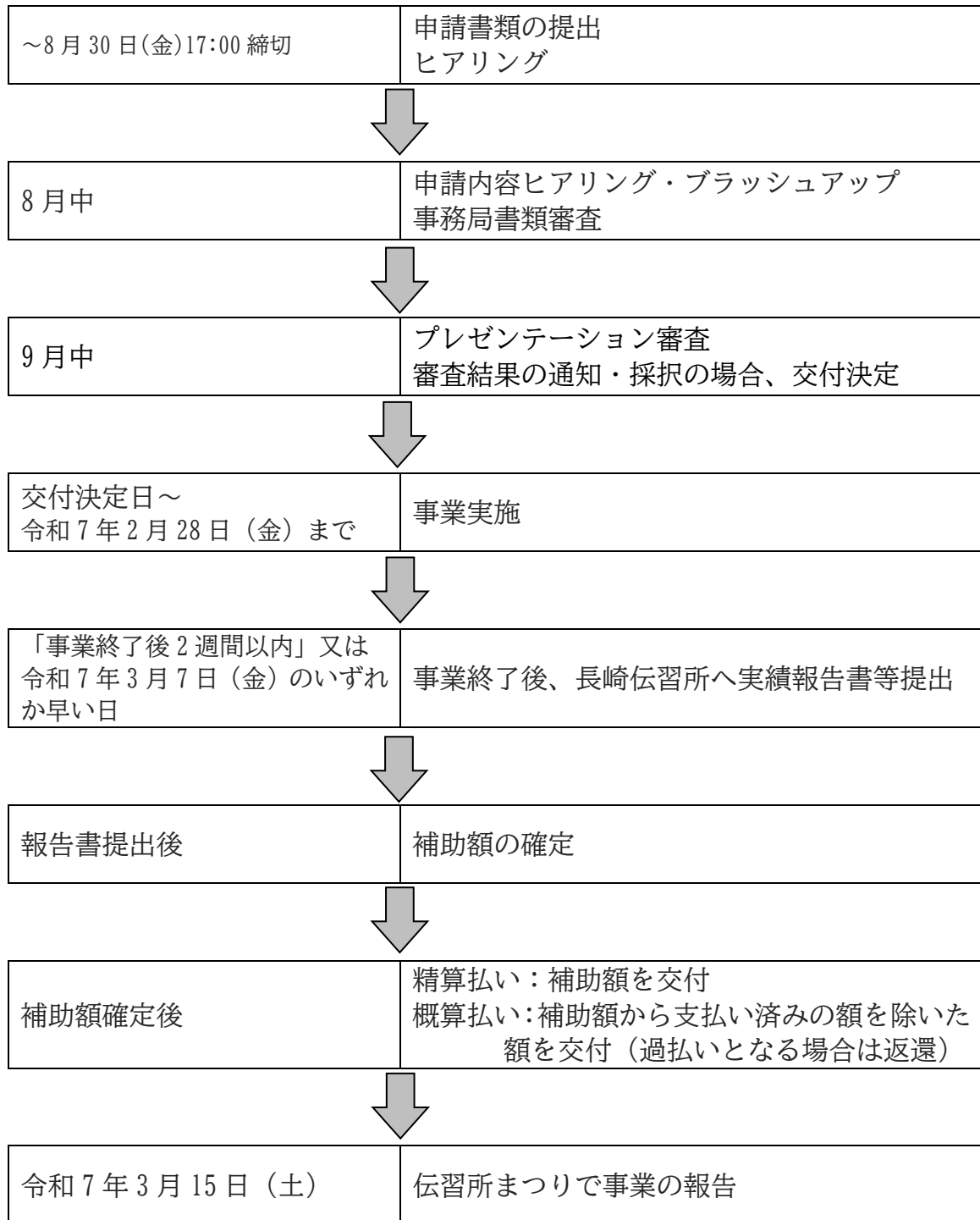
- ・事業実施において、第三者の著作物を使用する場合、利用規約等確認の上、著作者の了承を得るなど適切に対応してください。特にインターネットで公開されているイラスト、動画、音楽等を無断で使用してトラブルに発展するケースも多いため、十分に注意してください。
- ・補助金により作成した成果物（ガイドブック、記録映像等）の著作権は原則申請者に帰属しますが、公費で作成したものになりますので、公序良俗に反するような取扱いをしないようにお願いします。また、事務局において成果物は公開させていただく予定としておりますので、ご了承ください。

16 注意事項

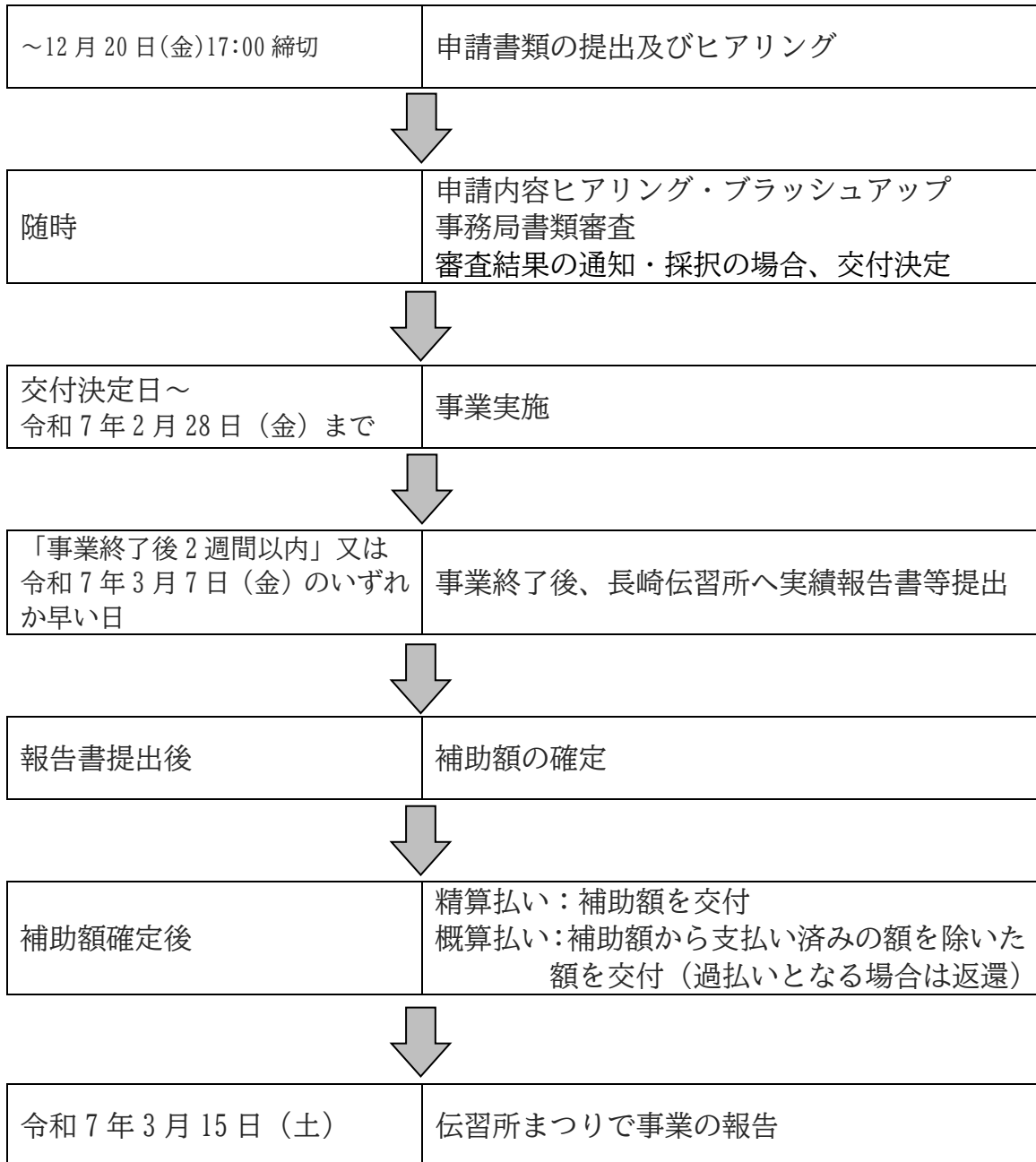
- ・予算の範囲内で交付先を決定するため、締切日前であっても募集終了となる可能性があります。ご了承ください。
- ・事業開始後、不明な点や悩んでいる点等ありましたら、遠慮なく事務局までご相談ください。特に支出については、相談なく申請時点で予算に計上していない経費を支出した場合、その額を差し引いた額を補助額とする場合もあります。事業の内容変更や、予定外の支出などが必要になった場合は、必ず事務局までご相談ください。

17 申請からの流れ

(1) 申請額 10 万円以上の場合



(2) 申請額 10 万円未満の場合





申請・問合せ

長崎伝習所事務局 担当：野中

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号（10階）市民協働推進室内

TEL 095-829-1125

FAX 095-829-1233

E-mail denshusho@city.nagasaki.lg.jp

Web ページ <https://denshusho.jp/other/page-1831/>